

院内感染防止対策に関する取り組み事項

1 院内感染対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。当院は、医療関連感染の発生を未然に防止し、院内発生した感染症が拡大しないように、可及的速やかに制圧し、終息を測ります。患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化するとの視点に立ち、標準予防策を遵守し、あわせて感染経路別予防策を実施している。院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行いことに努めます。

2 院内感染対策のための委員会その他の組織に関する基本的事項

当院における感染防止対策として、院内感染対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討しています。

また、感染防止対策チーム(ICT)を委員会内に設置し、感染防止対策の一環で毎月4回感染ラウンドを行っています。

3 院内感染対策に関する職員研修に関する事項

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上行うほか、必要に応じて随時研修会を行っています。

4 感染症の発生状況の報告に関する事項

法令に定められた感染症届出のほか、院内における耐性菌等に関する感染症レポート」を作成し、院内感染対策委員会での検討及び現場へのフィードバックを実施しています。

5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内において感染症患者が発生または疑われる場合は、臨時の院内感染対策委員会を招集し、感染経路の遮断とともに家族や外来患者等院外への拡大を防止するように努めます。届出義務のあつ感染症患者が発生した場合は、感染症法に準じて行政機関に報告します。

また、必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症の流行が見られる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。あわせて、感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについて、理解とご協力をお願いします。また、クラスター発生時等ホームページ上にも掲載をします。

7 その他 院内感染対策の推進のために必要な基本方針

感染防止のための院内感染対策指針や具体的な感染防止対策について院内感染対策マニュアルを作成し、定期的な見直しを行うとともに、全職員への周知を行っています。